

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項及び第26条第1項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年7月9日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都府成年後見支援センター

(2) 代表者の氏名

河内 弘

(3) 主たる事務所の所在地

京都府城陽市寺田新池77番地11

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、知的障害及び精神的障害のある方がたに対して成年後見制度の利用を促進し、市民の権利擁護を支援して社会福祉の増進を図るとともに、成年後見人の育成・指導・監督を行い、広く公益に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年6月27日

(文化市民局地域自治推進室)